

大会参加交通費についての注意事項

都道府県選手団（選手、介助者、引率者）として参加する方には、アビリンピックの旅費取扱いに基づき大会参加旅費（往復の交通費）を支給します。旅費についての注意事項を以下にまとめましたので、ご一読ください。

支給対象となる交通費

交通費として、第45回大会の参加に必要な期間（※1）における、居住地又は勤務先の最寄駅又は最寄バス停（以下「居住地等最寄駅という。）（※2）から、大会会場最寄駅（名鉄線・中部国際空港駅）までの最も経済的な通常の経路及び方法（※3）により旅行した場合の往復の鉄道賃、船賃、航空賃（※4）及びバス賃（※5）を支給します。

（※1）第45回大会の参加に必要な期間

宿泊期間は、10月17日（金）から10月19日（日）までの2泊3日または10月16日（木）から10月19日までの3泊4日とします。

イ 10月17日（金）から10月19日（日）までの2泊3日となる選手団

愛知県、岐阜県

ロ 10月16日（木）から10月19日（日）までの3泊4日となる選手団

上記イに記載の選手団以外は、原則3泊4日とします。

なお、重度の障害等の事情があり、これよりも長い旅程が必要となる場合には、別途、事前にご相談ください。

（※2）居住地最寄駅

様式2「競技大会関係用務等に係る旅行における確認票」により申告いただき、機構が確認します。

（※3）最も経済的な通常の経路及び方法

アビリンピックの旅費取扱いに基づく計算を行います。なお、原則として、次の各種割引制度等を適用した料金での計算となりますので、ご注意ください。

イ 往復割引（JR）：片道の営業キロが601キロ以上ある場合に、往復乗車券「いき」「かえり」の運賃がそれぞれ1割引

ロ 障害者割引（JRほか）

なお、実際に使用した経路又は支払った金額が機構の確認・算定した経路又は金額と異なり高額となった場合であっても、交通費は機構の計算した金額により支給します。

実際に支払った金額が機構の計算した金額より安価となったことが領収書等証拠書類により確認された場合（例：新幹線のスマートex使用等）は、より安価な当該金額での支給となります。

※グリーン券などの特別な料金は支払いの対象外となります。

裏面もあります

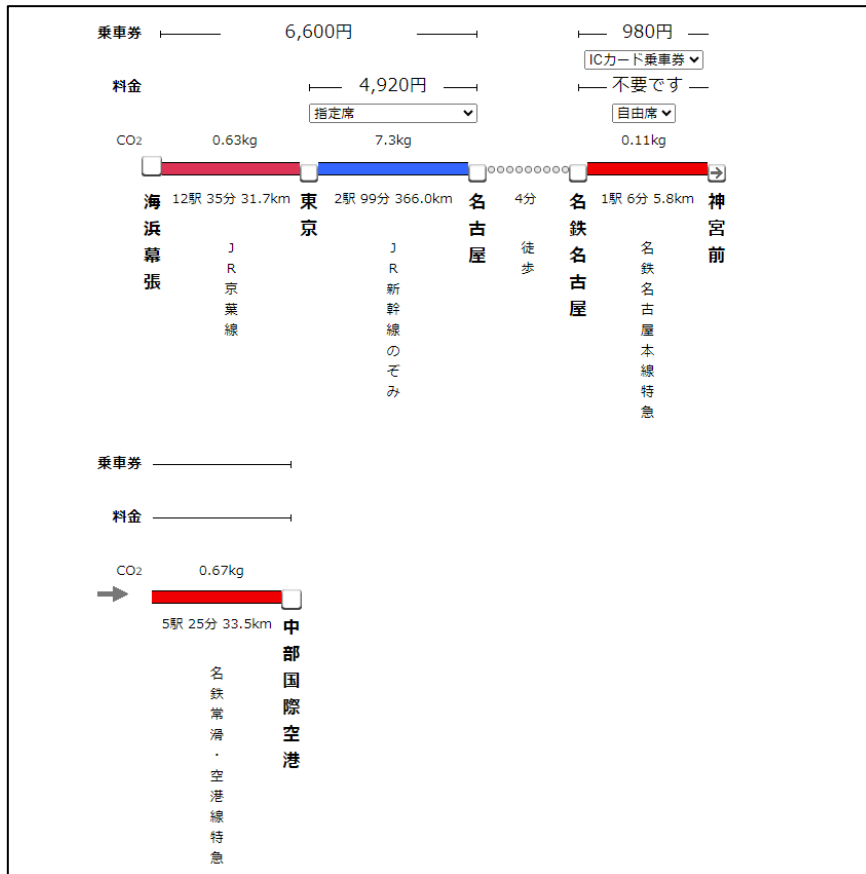
★補足：実際に支払った金額と、機構から支給される金額が異なる例

例) 起点駅が海浜幕張駅の場合（令和7年1月時点での料金）

東京駅で新幹線に乗り乗るため、東京駅で切符を購入。乗車券・特急券は「東京→名古屋」で購入し、「海浜幕張→東京」は別途交通系 IC カード等で支払った。

⇒海浜幕張から名古屋の通し運賃（6,600 円/片道）で支給するため、実際に支払った乗車券代（580 円（海浜幕張→東京）+6,380 円（東京→名古屋）=6,960 円）よりも低額となる。

↓上記の例の場合の、機構から支給される金額



(※4) 航空賃

第45回大会参加にあたり航空機が利用できる対象地域は次のとおりです。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

なお、航空賃については、機構からの交通費に係る承認後の時点（8月以降）において、早期割引制度等を使用した最も安価な航空券の額となります。

また、上記以外の県であっても、陸路を利用した場合と比較して、航空機を利用するほうが旅費の総額が安価になる等、理由により航空機利用を認める場合があります。

※航空券の購入に当たっては、マイレージサービスのポイントを取得したり、利用したりすることはできません。

(※5) バス賃

タクシー代、自家用車の利用に係る全ての経費は原則支給対象外です。ただし、移動に相当の困難を伴う重度障害者が、福祉・介護タクシーを使用しなければ大会に参加できない場合など、特例としてその移動に係る費用を機構が負担できる場合があります。